

吉野町空き家バンク設置要綱

吉野町空き家バンク設置要綱（平成22年吉野町要綱第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、吉野町における空き家の有効活用を通して、吉野町と都市住民等の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、吉野町空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 吉野町内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。）及び空き地（宅地に限る。）をいう。
- (2) 空き家登録者 第4条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者をいう。
- (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 吉野町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 第8条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンク 吉野町内に存する空き家に関する情報を登録し、空き家の利用希望者に対し情報提供を行う制度をいう。
- (7) 情報提供 空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、吉野町空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第4条 空き家の登録を受けようとする所有者等は、吉野町空き家バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、吉野町空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号の1に該当する場合は、

空き家台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の空き家の条件を満たしていないもの
- (2) 当該空き家の申込者が、第2条第3号の所有者等の条件を満たしていないもの
- (3) 当該空き家に係る土地、家屋等の固定資産税に滞納がある者
- (4) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないとしたもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、吉野町空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）を当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンク制度への登録を勧めることができる。

5 第2項の規定による登録期間は、登録日から起算して5年後の年度末までとする。ただし、令和6年7月1日時点で登録済みの空き家は、令和6年7月1日を登録日として計算し、令和12年3月末までを登録期間とする。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、吉野町空き家バンク登録事項変更届出書（様式第3号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第6条 町長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家が次の各号の1に該当するときは、空き家台帳の当該空き家に関する登録を抹消するとともに、吉野町空き家バンク登録抹消通知書（様式第5号）を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 当該空き家登録者から吉野町空き家バンク登録抹消届出書（様式第4号）が町長に提出されたとき。
- (3) 空き家バンク物件登録の期間満了日を経過しても登録期間延長の申出がなかったとき。
- (4) 当該空き家に係る土地、家屋等の固定資産税の滞納があるとき。
- (5) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) この要綱の規定に違反することが判明したとき。
- (7) その他町長が空き家台帳から抹消する必要があると認めたとき。

（空き家バンク登録期間延長）

第7条 空き家登録者は、空き家バンク物件登録の期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日の1月前までに、吉野町空き家バンク物

件登録期間延長申出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、申出日から起算して5年後の年度末までとする。ただし、登録期間の延長回数は、制限しないものとする。

3 町長は、第1項の規定による申出を受け、空き家の登録期間を延長したときは、吉野町空き家バンク物件登録期間延長通知書（様式第7号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家利用希望者の登録の申込み等）

第8条 利用希望者は、吉野町空き家バンク利用希望者登録申込書（様式第8号）に誓約書（様式第9号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、吉野町空き家バンク利用希望者台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録し、吉野町空き家バンク利用登録完了通知書（様式第10号）により当該申込者に通知するものとする。

3 前項の規定による登録期間は、登録日から起算して3年後の年度末までとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第9条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、吉野町空き家バンク利用登録事項変更届出書（様式第11号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（利用希望者台帳の登録の抹消）

第10条 町長は、利用登録者が次の各号の1に該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、吉野町空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第12号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) 吉野町空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第13号）の届出があったとき。

(4) 利用登録の期間満了日を経過しても登録期間延長の申出がなかったとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。

（利用登録の登録期間延長）

第11条 利用登録者は、空き家バンク利用登録の期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日までに吉野町空き家バンク利用登録期間延長申出書（様式第14号）により町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、申出日から起算して3年後の年度末

までとする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による申出を受け、利用登録の登録期間を延長したときは、吉野町空き家バンク利用登録期間延長通知書（様式第15号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（情報提供等）

第12条 町長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供する。

- 2 町長は、空き家登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、制度の目的を達成することに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。